

地域公共交通人材確保・運行効率化支援事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 地域公共交通人材確保・運行効率化支援事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部交通政策課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 地域公共交通の維持・確保を図るため、物価高騰等の影響により厳しい状況にある地域公共交通の運行事業者に対し、人材確保や運行効率化等の取組に要する経費の一部を助成する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定において、国等から別の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を除くものとする。ただし、市町村から交付を受ける補助金等については、この限りでない。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に補助率を乗じて得た額（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を予算の範囲内で交付することとし、補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事に対し、補助金等交付申請書（要綱様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、別表4に掲げる書類を添付するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定に基づき提出された補助金等交付申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとし、補助金等交付決定通知書（要綱様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

(事業の着手)

第8条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者は、原則として、同条の交付の決定の通知を受けた日以後に、事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある、当該事業について内容が明確である場合には、第6条第1項に規定する補助金等交付申請書とあわせて、事前着手届(要領様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により提出された事前着手届が適切と認められるときは、事前着手承諾書(要領様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更及び中止)

第9条 第7条の規定により補助金等交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画内容に大きな変更があったと判断される場合
 - (2) 対象事業を中止する場合
- 2 前項各号の規定による知事の承認の申請は、事業内容等変更承認申請書(要綱様式第4号)によるものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により提出された事業内容等変更承認申請書を審査の上、適正と認められるときは、補助金等交付決定変更通知書(要綱様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業終了後30日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、知事に対し、実績報告書(要綱様式第10号)を提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書には、別表5に掲げる書類を添付するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定に基づき提出された実績報告書を審査の上、これを適正と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定するものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 要綱第10条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助金により整備した設備等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものをいう。

- 2 財産処分の制限期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に定める資産ごとの耐用年数とする。
- 3 知事は、秋田県財務規則第261条の規定による承認を行う際は、補助金のうち処分時から前項の財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を求めるとともに、当該

処分により補助事業者に利益が生じた場合は、補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付金の経理等)

第13条 補助対象事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の対象となる事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、当該補助金の交付の運用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月23日から施行する。

別表1 補助対象事業者（第3関係）

補助対象事業（区分）	補助対象事業者
採用育成活動推進事業	(1) 県内に営業所を置く乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者）であって、生活バス路線（市町村が運営するコミュニティ交通を除く。）を運行する者 (2) 県内に営業所を置く乗合バス事業者、貸切バス事業者（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者）又はタクシー事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者）であって、申請時点で県内の市町村が運営するコミュニティ交通の運行を受託している又は令和8年中に受託する見込みの者
労働環境改善対策事業	(3) 県内の第三セクター鉄道事業者（秋田内陸縦貫鉄道（株）、由利高原鉄道（株））
地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業	県内に営業所を置くバス事業者であって、生活バス路線（市町村が運営するコミュニティ交通を除く。）を運行する者

別表2 補助対象経費（第4条関係）

補助対象事業（区分）	補助対象経費
採用育成活動推進事業	補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行に必要な人材の採用及び育成に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 求人誌や求人サイトへの掲載等に係る経費 (2) 自社又は外部団体が主催する採用説明会等の開催又は参加に係る経費 (3) 外部団体が実施する研修への参加及び社内で実施する研修に係る経費 (4) 人材採用に係る助言等を行う外部専門家の招へいに係る経費 (5) 大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許、普通自動車第二種運転免許及び動力車操縦者運転免許の取得支援に係る経費 (6) その他知事が特に必要と認める経費
労働環境改善対策事業	補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行や設備の保守等に従事する者の労働環境改善対策に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 働きやすい職場環境づくりに係る経費 (2) 省人化・効率化のための設備等の導入に係る経費 (3) その他知事が特に必要と認める経費
地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業	補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行に必要な設備等の導入や改修に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 乗合バス事業に供する目的で新規登録されるバス車両（乗車定員11人以上）の購入またはリースに係る経費 (2) 乗合バス事業の運行効率化又は利用者の利便性向上に資する設備の導入又は改修に係る経費

（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

別表3 補助率・補助限度額（第5条関係）

補助対象事業（区分）	補助率	補助限度額
採用育成活動推進事業	1 / 2 以内 （ただし、第三セクター鉄道事業者については10 / 10 以内）	採用育成活動推進事業及び労働環境改善対策事業の対象経費を合算して補助率を乗じた金額と次の金額のうち、いずれか小さい金額を補助限度額とする。 (1) 県内の地域間幹線系統運行事業者（令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載の事業者。）及び第三セクター鉄道事業者 1事業者当たり 5,000 千円 (2) その他の事業者 1事業者当たり 1,500 千円
労働環境改善対策事業		
地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業	1 / 2 以内	(1) バス車両導入に係る経費 車両1台当たり 7,500 千円 (2) その他の経費 1事業者当たり 2,000 千円

別表4 補助金交付申請書の添付書類（第6条関係）

1	事業計画書（要領様式第1号）
2	収支予算書（要綱様式第3号）
3	一般旅客自動車運送事業許可証の写し
4	別表1の補助対象事業者の要件を満たすことが確認できる書類 ※ 市町村のコミュニティ交通の受託契約書等
5	見積書やカタログ等、事業計画を補足・説明する資料
6	その他知事が必要と認める書類

別表 5 実績報告書の添付書類（第 10 条関係）

1	事業実績書（要綱様式第 11 号）
2	収支精算書（要綱様式第 12 号）
3	補助金の使途を証する領収書の写し又は支払が確認できる書類
4	事業の実施内容及び効果が分かる資料や写真
5	自動車検査証の写し ※ バス車両導入の場合のみ必要
6	その他知事が必要と認める書類